

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、オリナス一宮に係る使用料及び割増使用料の徴収事務の委託について、次のとおり告示する。

令和8年 4月2日

一宮市長 中野 正康

- 1 委託先 名古屋市中区栄3丁目31番12号
大成株式会社
代表取締役社長 加藤 憲博
- 2 委託期間 令和8（2026）年4月1日から令和11（2029）年3月31日まで